

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政・変革局税務部税制課】 3

◇ 告 示

- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 14
- 使用料の指定公金事務取扱者の指定【教育委員会事務局学校支援部施設課】 15
- 包括外部監査契約の締結【行政委員会事務局監査第一課】 16

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。主な改正内容は、次のとおりです。

1 個人住民税

令和6年度に限り（一部令和7年度に限り）、個人住民税の所得割の額から納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき一万円の特別税額控除を行うことにしました。

2 固定資産税

(1) 3年に1度行われる固定資産の価格の見直しに伴い、宅地等に係る負担調整措置を継続することにしました。

(2) 新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅に係る固定資産税の減額措置について、当該区分所有住宅の管理者等から必要書類が提出され、かつ、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることとしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 3 号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

付則第 7 条の 5 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第 7 条の 5 の 2 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1, 8 0 5 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び付則第 7 条の 5 の 4 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 2 0 条、第 2 2 条の 2 から第 2 3 条まで、付則第 5 条の 3 第 2 項、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、付則第 7 条の 4 及び付則第 7 条の 6 第 1 項並びに法第 3 1 4 条の 8 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 2 2 条の 3 第 3 項、第 3 8 条の 5 第 1 項及び付則第 7 条の 4 の規定の適用については、第 2 2 条の 3 第 3 項及び付則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額（付則第 7 条の 5 の 2 第 1 項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」と、第 3 8 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「付則第 7 条の 5 の 2 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、付則第 7 条の 5 の 2 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第 7 条の 5 の 3 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 3 2 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

（1） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の

額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この号から第4号までにおいて「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この号から第4号までにおいて「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この号から第4号までにおいて「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期(次号から第4号まで、第3項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては無いものとし、第31条第1項に規定する第2期の納期(次号及び第4号並びに次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第31条第1項に規定する第3期の納期(次号及び第4号において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(次号及び第4号において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては無いものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控

除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてははなし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税に限り、第31条第1項中「個人の市民税の合計額」とあるのは、「付則第7条の5の3第1項第1号に規定する特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額」とする。

3 第38条第1項の規定によって徴収する場合（同項の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に第1期納期が到来する場合を除く。）については、前2項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の5の4 令和6年度分の個人の市民税に限り、第38条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（付則第7条の5の2第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第38条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この号から第5号まで及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号におい

て同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この号から第5号までにおいて「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この号から第5号までにおいて「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(次号から第5号までにおいて「普通徴収対象税額」という。)並びに第38条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(次号から第5号まで及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この号から第5号までにおいて「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(次号から第5号までにおいて「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る

特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第38条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第7条の5の4第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第38条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この号から第3号までにおいて「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この号から第3号までにおいて「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第38条の5第2項の規定により読み替えられた第38条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第38条の4の規定の適用について

は、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第7条の5の4第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第38条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5の5 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第20条、第22条の2から第23条まで、付則第5条の3第2項、付則第7条第1項、付則第7条の3の2第1項、付則第7条の4及び付則第7条の6第1項並びに法第314条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

付則第9条の2第11項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第3号」を「附則第15条第25項第4号」に改め、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第17項とし、同条中第19項を第18項とし、第20項を第19項とする。

付則第9条の3第12項各号列記以外の部分中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項各号列記以外の部分中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項各号列記以外の部分中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項各号列記以外の部分中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項各号列記以外の部分中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条

中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

付則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

付則第10条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

付則第10条の4中「、令和3年度分の固定資産税及び都市計画税を除き」を削る。

付則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

付則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

付則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度

分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

付則第16条の2第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付則第17条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用については、付則第7条の5の2第1項及び付則第7条の5の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第17条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用については、付則第7条の5の2第1項及び付則第7条の5の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第18条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

付則第19条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

付則第19条の4の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

付則第20条中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

付則第21条第3項に次の1号を加える。

- (5) 付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用について

は、付則第7条の5の2第1項及び付則第7条の5の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第21条第1項前段の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第22条第5項に次の1号を加える。

- (5) 付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用については、付則第7条の5の2第1項及び付則第7条の5の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第22条第1項前段の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第23条第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用については、付則第7条の5の2第1項及び付則第7条の5の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第24条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用については、付則第7条の5の2第1項及び付則第7条の5の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第27条第3項第2号中「付則第9条の3第3項第2号又は第5項第2号」を「付則第9条の3第4項第2号又は第6項第2号」に改め、同項第3号中「付則第9条の3第3項第3号、第4項第3号又は第5項第3号」を「付則第9条の3第4項第3号、第5項第3号又は第6項第3号」に改め、同条第4項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第7項第2号中「付則第9条の3第3項第2号又は第5項第2号」を「付則第9条の3第4項第2号又は第6項第2号」に改め、同項第3号中「付則第9条の3第3項第3号、第4項第3号又は第5項第3号」を「付則第9条の3第4項第3号、第5項第3号又は第6項第3号」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の北九州市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

北九州市告示第 1 5 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 6 年 4 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 認可地縁団体の名称

乙丸自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	白石静夫	北九州市若松区大字乙丸 1 6 3 5 番地 2
変更後	白石秀敏	北九州市若松区大字乙丸 4 9 番地 1

3 変更年月日

令和 6 年 4 月 1 日

北九州市告示第156号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定により、北九州市立思永中学校温水プールにおける使用料の指定公金事務取扱者を次のとおり指定した。

令和6年4月4日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		委託期間
名称	住所	
西日本スイミング クラブ有限会社 代表取締役 下村 剛	北九州市八幡西区 竹末一丁目10番 11号	令和6年4月1日から令和7年3 月31日まで

北九州市告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月4日

北九州市長 武内和久

1 契約を締結した者の氏名及び住所

(1) 氏名 松木摩耶子

(2) 住所 北九州市小倉南区長行西二丁目3番3号

2 契約の期間の始期

令和6年4月1日

3 監査に要する費用の額の算定方法

基本費用並びに執務費用及び実費の合算

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後の一括払いとする。ただし、相手方から請求があった場合において、必要があると認めるときは、一部の費用について概算払とすることができるものとする。